

# 軽油(免税)購入(単価契約) 姫路港及び東播磨港仕様書

第五管区海上保安本部

## 1 品名、規格、数量

品名	規格	単位	予定数量	備考
軽油(免税)	海上保安庁 燃料油類規格	リットル	378,000	姫路 業者施設
軽油(免税)	海上保安庁 燃料油類規格	リットル	58,000	加古川 ミニローリー

## 2 品質及び規格

海上保安庁燃料油類規格に定める品質及び規格に合格するものであること。

## 3 納入場所及び方法

### (1) 軽油 姫路

① 支出負担行為担当官第五管区海上保安本部長又は、支出負担行為担当官第五管区海上保安本部長が指名した職員の納入要求に基づき、姫路港に所在する業者施設において、指定する巡視船艇等(以下「本船」という。)の船内タンクに納入すること。

なお、本船の船内タンク以外への納入は、絶対に行ってはならない。

② 業者施設は、本船が安全に着岸出来る構造及び場所であり、事前に搭載施設図面を提出の上当該担当官の承認を得ること。

なお、搭載実績のある業者については、省略することができるものとする。

(本船：長さ 37.00m 最大幅 6.70m 深さ 3.40m)

③ 本船に損傷及び汚損を与えないよう配慮するとともに、漏油事故防止対策を十分に行うこと。

### (2) 軽油 加古川

① 支出負担行為担当官第五管区海上保安本部長又は、支出負担行為担当官第五管区海上保安本部長が指名した職員の納入要求に基づき、東播磨港に停泊中の指定する巡視船艇等(以下「本船」という。)の船内タンクに、給油車を使用して納入すること。

なお、本船の船内タンク以外への納入は、絶対に行ってはならない。

② 本船に損傷及び汚損を与えないよう配慮するとともに、漏油事故防止対策を十分に行うこと。

## 4 疑義の解釈

契約履行に当たり、疑義が生じた場合並びに仕様書に反し又は明記されていない事項について本船から要求や指示を受けた場合には、契約事務担当官等に報告し、その指示に従うこと。

## 5 社内試験成績表の提出

契約締結後、社内試験成績表を1部提出すること。

## 6 品質検査

海上保安庁が定める燃料油類の検査方法による。

検査の結果不合格となったときは、直ちに第2項に定める規格品の製品と交換すること。

## 7 検査

納入に当たっては、検査職員の検査を受けること。

## 8 納入期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

## 9 代金の支払方法

納入数量を取りまとめ、1ヵ月毎に請求すること。

## 10 その他

- (1) 上記 1 の数量は、予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
- (2) 船舶燃料搭載に際しては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 搭載数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があった場合は、夜間休日等に関わらずこれに応じること。
- (4) 燃料油の搭載数量、納入日時及び納入場所の変更等の通知があった場合は、これに応じること。
- (5) 当部係官等から、燃料油の試験性状成績証及び出荷証明書等検査に必要な書類の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じること。